

仙北市ドローン等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近未来技術活用推進に係る活動において、仙北市保有のドローン等を、市内の団体等に貸出しするために必要な事項を定めるものである。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、次のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) ドローン操縦が可能な市民及び市内の団体等。
- (2) ドローンの操作技術を学ぶための講習会等を開催する市民及び市内の団体等。
- (3) 近未来技術に関する連携協定締結団体等。
- (4) その他、市長が特別に認める団体等。

(貸出条件)

第3条 以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) ドローンの飛行に関する航空法及び関連法令に定められた事項を順守すること。
- (2) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (3) 仙北市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (4) 選挙活動や布教活動などに関連した使用、またはそのおそれがないこと。
- (5) 貸出期間は、5日以内とする。
- (6) アプリケーション等のダウンロードはしないこと。
- (7) 営業行為に使用しないこと。

(貸出物品)

第4条 物品及び附属物品の貸出数は、別表第1のとおりとする。

(貸出返却場所)

第5条 貸出場所及び返却場所は地方創生・総合戦略室とし、貸出及び返却時間は平日の8時30分から17時15分までの間とする。

(貸出料金)

第6条 貸出物品の貸出料は無料とする。

(借用申請)

第7条 ドローン等を借用する場合は、物品借用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、使用する5日前（土日祝日を除く。）までに地方創生・総合戦略室に提出しなければならない。

2 航空法に基づく許認可、あるいは飛行場所に関して地権者から許可を取得している場合は、それを証明する書類等の写しを添付するものとする。

(貸出許可)

第8条 ドローン等の貸出の許可、不許可は、使用内容等が適正であるかを審査し、物品借用許可・不許可書（様式第1号、様式第2号）により通知する。

(使用順守事項)

第9条 ドローン等の物品借用許可を受けた団体等は、次の事項について順守するものとする。

- (1) 許可を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 使用したバッテリーは充電し、返却すること。
- (3) microSDを使用した場合は、データを全て消去して返却すること。

(管理責任等)

第10条 借用者は、次の事項について留意するものとする。

- (1) 借用者がこの規定に違反したと認めた場合は、貸出許可を取り消すとともに、以後の貸出は許可しない。また、そのために借用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。
- (2) 借用物品を汚損・破損した場合は、借用者の責任と負担により、補修又は修理を行い、原状に復さなければならない。また、紛失した場合は、現品にて弁償しなければならない。
- (3) ドローン等の利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借用者の責任において適切に処理すること。

(その他)

第11条 その他、この要領に定めのない事項については、関係者間で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

物品名	貸出数	付属物品	貸出数
DJI Phantom3 Proffesional	2台	バッテリー	1台につき2本まで
		充電器	1台につき1個まで
		iPad mini2	1台につき1台
		モニターフード	1台につき1個
DJI INSPIRE1 ver2	1台	バッテリー	3本
		充電器	1個
		iPad mini2	1台
		モニターフード	1個
		カメラ	1台
DJI MATRICE600	1台	バッテリー	12本
		充電器	2式
		iPad mini2	2台
		モニターフード	2個
		カメラ	1台

物品の貸出数は、1団体等につき2台までとする。

物 品 借 用 申 請 書			
使用目的			
使用物品	<input type="checkbox"/>	DJI Pjantom3 Proffesional 台	バッテリー 本 充電器 個
		Apple iPad mini2 台	iPad mini用モニターフード 個
		DJI INSPIRE1 ver2 台	バッテリー 本 充電器 個
	<input type="checkbox"/>	Apple iPad mini2 台	iPad mini用モニターフード 個
			カメラ 個
	<input type="checkbox"/>	DJI MATORICE600 台	バッテリー 本 充電器 個
	Apple iPad mini2 台	iPad mini用モニターフード 個	
		カメラ 個	
使用期間	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前 ・ 午後 時から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前 ・ 午後 時まで</p> <p style="text-align: center;">※貸出返却時に数量等を確認するため、時間は必ず記入願います</p>		
使用場所	※住所又は施設名を記入してください。		
<p>上記のとおり借用したく申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">TEL</p> <p style="text-align: center;">仙北市地方創生・総合戦略室長 様</p>			
物 品 借 用 許 可 書			
<p>上記の申請について、借用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">管理者 仙北市地方創生・総合戦略室長</p>			

（注意事項）

1. 破損した場合は、原則として現状復帰のうえ、返還していただきます。
2. 上記のほか、要領のルールを守ること。

貸出時 確認印		返却時 確認印		<input type="checkbox"/> 数量確認 <input type="checkbox"/> 動作確認 <input type="checkbox"/> 破損箇所が有 <input type="checkbox"/> 無
------------	--	------------	--	---

物品借用不許可書

年 月 日

申請団体名

氏名

年 月 日付けで申請のあった物品について、次のとおり不許可とします。

（不許可とした理由）

- 航空法及び関連法令に定められた事項を順守していないため。
- 法令及び公序良俗に反しているため。
- 仙北市のイメージを損なうような使用のため。
- 選挙活動や布教活動などに関連した使用のおそれがあるため。
- 営業行為に該当するため。

管理者 仙北市地方創生・総合戦略室長